

公益財団法人日本住宅・木材技術センター ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本住宅・木材技術センター(以下「この法人」という。)のホームページを広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ホームページへの広告掲載は、民間企業との協働によりこの法人の財源を確保し、木材関連産業及び木造住宅等関連産業の振興並びに木材利用の拡大及び良質な木造住宅等の供給を図り、もって国民生活の向上に資することを目的とする。

(掲載することができる広告)

第3条 ホームページに掲載することができる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 意見広告、個人的宣伝にかかるもの
- (6) 当センターが実施する業務の円滑な運営にふさわしくないとと思われる業種のもの
- (7) その他、掲載する広告として適当でないと当センターが認めるもの等

2 この法人は、すでに掲載済みの広告に関して前項各号いずれかに該当すると認めるときは、その掲載を中止する。

(広告申込み者の基準)

第4条 広告申込み者は次のいずれかに該当しない者とする。

- (1) 租税公課等を滞納している者
- (2) その他、広告掲載者として適当でないと当センターが認める者等

2 この法人は、すでに掲載済みの広告に関して前項各号いずれかに該当すると認めるときは、その掲載を中止する。

(広告の大きさ等)

第5条 バナー広告に使用するバナー画像の規格は、別途広告募集のご案内に定める。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みをしようとする者は公益財団法人日本住宅・木材技術センター ホームページ 広告掲載申込書(様式第1号)により、広告原案を添えて提出しなければならない。

2 前項の書類の提出は、紙の郵送又は、メールにPDF添付(カラー)のできるものとする。送付アドレス

は この法人の代表メール mail@howtec.or.jp とする。

(掲載の決定)

- 第7条 この法人は、前条の規定による申込みを受けたときは、速やかにその内容を審査し適当と認めるときは、広告の掲載を決定し、公益財団法人日本住宅・木材技術センター ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 2 前項の書類の通知は、紙の郵送又は、メールに PDF 添付(カラー)のできるものとする。送付アドレスは様式第1号に記載のものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

- 第8条 前項の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告掲載者」という。)は、広告の原稿をこの法人が指定する方法により提出しなければならない。

(掲載料)

- 第9条 掲載料については別表に定める。広告掲載者は、この法人が発行した請求書により掲載料を支払うものとする。

(掲載料の返還)

- 第10条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- (1) 広告掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この法人が第3条2項、第4条2項など特別の理由があると認めるとき。

(補則)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和4年7月20日から施行する。

別表(第9条関係)

掲載料(税込)	申込期間(単位)
月額 12,100円×月数	6ヶ月 or 12ヶ月

* 賛助会員は1割引とする